

## プレスリリース

# 市民が実施する市制20周年を祝う事業を募集

郷土の愛着を高める市民主催の行事に「市制20周年記念」の冠称を付し、節目を祝います

### 【発表の要旨】

本市は9月1日に市制施行20周年を迎えます。

市民と喜びを分かち合い、郷土の誇りと愛着を高めるため、市民のみなさまが、自ら企画・実施する事業を募集します。

趣旨に合致する、市制20周年を祝い市勢の更なる発展に賛同していただける行事に、申請に基づき「市制20周年記念」の冠称(タイトル)<sup>かんしょう</sup>を付して開催いただき、記念の節目を盛り上げていきます。

## 1 募集する事業の主催

事業の主催者は、市内に活動拠点を有する法人又は団体とする。

## 2 対象事業 次に掲げる項目のすべてを満たす事業

- 次のいずれかに該当するもの
  - 過去を振り返り、地域に感謝する事業
  - 市制20周年を祝う事業
  - 未来への飛躍がイメージできる事業
- 令和7年4月15日から令和8年3月31日までに実施する事業
- 市民を参加対象とし、開催場所が市内である事業。  
ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### 対象外事業

※以下の事業は、対象外事業となりますので、ご注意ください。

- 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる事業
- 法令若しくは公序良俗に反し、もしくはそのおそれがある事業
- 特定の個人若しくは団体を支援し、若しくは政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある事業
- 営利を目的とし、又はそのおそれがある事業。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び八幡平市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員による事業その他これに類する事業
- その他市長が不相当であると認めた事業

## 3 事業実施に伴う市の支援

- 必要に応じ、プログラムなどで「八幡平市市制20周年記念」の冠称使用が可能です。
- 主催する行事について、八幡平市の後援名義の使用を承引します。
- 20周年記念品を提供(数に限りがあります)します。  
※行事開催費用などへの金銭的な補助はありません。

## 4 冠称事業の申し込み

冠称の使用を開始する日の15日前までに必要書類を付し申請

### 【担当】

総務課

課長補佐 根守 緑

電話 0195-74-2111 (内線 1231)